

「根木内歴史公園サポーター」会則

第1条 本会は、「根木内歴史公園サポーター」と称する。

通称は、「根っ子の会」と呼称する。

第2条 本会は、公園が「身近な自然とふれあえる場」「歴史を学び文化教養を広げる場」となるよう、「樹林地の保全」「湿地の保全と回復」「史跡の案内」という活動を松戸市との協働で行い、併せて、会員間の情報交換や親睦および相互協力を推進することによって、多くの市民に愛され、広く活用される場とすることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 樹林地の保全、湿地帯の保全、清掃、安全パトロール、調査活動、歴史案内
- (2) 情報の交換および会員相互の親睦
- (3) 活動の広報
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な活動

第4条 本会は、「根木内歴史公園ボランティア体験講座」の修了者の入会希望者を会員として発足する。

2. 会の趣旨に賛同し、入会を希望する者は、役員会の同意を得て、会員となることができる。

第5条 会員は届出により本会を退会することができる。

2. 会員が著しく本会の名誉を毀損した場合は役員会の決定により本会から除名するものとする。

第6条 本会に次の役員を置く。

代表、副代表、会計、会務（事務局）、理事、監査（会計監査）

第7条 総会は会員をもって構成する。

2. 総会は年1回の定例総会として開催する。
3. 総会は代表が招集し、会務の執行に関する重要事項の議決を行う。

第8条 本会の定例活動日は、別途定める。

2. 定例活動日以外の活動は、必要に応じて実施する。

第9条 本会は、運営費に充当するため、会員から会費を徴収することができる。

2. 他の団体などから助成を受け、また有償活動を行うことによりこれを賄う。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な細則は、役員会の議決を得て代表が別に定めるものとする。

平成18年7月19日制定

付則 本会則は平成18年7月19日より施行する。

改訂 平成20年4月11日改訂